

規制の概要

都道府県への届出(法第22条第1項関連)

毒物及び劇物取締法施行令第41条及び第42条の規定に該当する場合は、都道府県への届出が必要です。

関連条文

法第22条(業務上取扱者の届出等)

- …… 施行令第41条(業務上取扱者の届出)
 - …… 施行規則第13条の2
(令第41条第3号に規定する内容積)
- …… 施行令第42条 …… 施行令別表第2

法第22条（業務上取扱者の届出等）

- 1 政令で定める事業を行なう者であってその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 氏名又は住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
 - 三 事業場の所在地
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規定に基づく政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなった者は、その政令の施行の日から30日以内に、同項の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 前2項の規定により届出をした者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第1項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなったとき、又は同項各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

施行令第41条（業務上取扱者の届出）

法第22条第1項に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 電気めっきを行う事業
- 二 金属熱処理を行う事業
- 三 最大積載量が5000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業
- 四 しろありの防除を行う事業

施行令第42条

法第22条第1項に規定する政令で定める毒物又は劇物は、次の各号に掲げる事業にあつては、それぞれ当該各号に定める物とする。

- 一 前条第1号及び第2号に掲げる事業 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
- 二 前条第3号に掲げる事業 別表第2に掲げる物
- 三 前条第4号に掲げる事業 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

施行令別表第2（第42条関係）

- 一 黄燐
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6パーセント以下を含有するものを除く。）
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅弗化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸

施行令別表第2（第42条関係）

十六 臭素

十七 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

二十 ニトロベンゼン

二十一 発煙硫酸

二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

二十三 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

施行規則第13条の2（令第41条第3号に規定する内容積）

令第41条第3号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては200リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては1000リットルとする。